

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その 1（固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準）、その 2（固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準）、その 3（固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準）の運用等について

（昭和 60 年 4 月 5 日）

（薬安第 73 号）

（各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省薬務局安全課長通知）

標記基準の一部改正については、昭和 60 年 4 月 5 日薬発第 377 号をもって通知したところであるが、同通知の施行に伴い昭和 52 年 10 月 20 日薬安第 66 号通知の「第 6 検査等について」の 1、2 及び 3 を削除し、4 を 1、5 を 2 とするものとする。

なお、本基準については、施行以来、中央薬事審議会の運搬貯蔵等基準調査会において基準の運用、解釈等につき検討を行ってきたが、今般別添のとおりとりまとめたので、関係業者に対する監視指導の参考に資されたい。